

見附市告示第 1 号

見附市市民ギャラリーの指定管理者について、次のとおり指定し、見附市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例（平成17年見附市条例第4号）第5条の規定により告示する。

令和5年1月4日

見附市長 稲田 亮

記

指 定 を し た 日	令和4年12月20日
施 設 名 称	見附市民ギャラリー
指定管理者の名称	株式会社 新潟ビルサービス
指 定 期 間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで